

# 令和4年第1回市議会定例会（3月） 教育民生常任委員会審査報告

令和4年3月17日  
委員長 佐藤 健 司

教育民生常任委員会の審査の概要及び経過並びに結果について御報告申し上げます。

報告いたします案件は、初日に付託されました案件を除き、条例関係5件、補正予算案8件、令和4年度予算案7件及びその他案件1件の計21件であります。

初めに、条例関係であります。

議案第14号高齢者生活支援ハウス条例の一部を改正する条例案及び議案第15号老人福祉施設におけるサービスに要する費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これらは、受益と負担の公平性から、生活支援ハウスの利用料のうち、光熱水費の額を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第16号地域支援事業及び地域支え合い事業 費用徴収条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、緊急通報体制整備事業について、利用料等を市内全地域で統一するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第17号高齢者活動促進施設条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、ふれあい館鮎川の調理室使用を変更することに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第24号入院医療費支給条例を廃止する条例案についてであります。小中学生の入院医療費は現行の福祉医療制度の対象に含まれており、既に入院医療費支給制度の支給申請可能期間が経過したことから、同制度を廃止することに伴い、条例を廃止しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました5件の条例関係につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、議案第66号土地（本荘東中学校区統合小学校建設事業用地）の取得についてであります。これは、本荘東中学校区統合小学校建設事業用地3万8558.08平方メートルを2億3906万96円で取得するに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、令和3年度補正予算案について御報告申し上げますが、このたびの補正は、全般的に事業費確定や年度末精査によるものであり、主な内容について御報告申し上げます。

初めに、議案第35号一般会計補正予算(第19号)についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では12款から15款、17款、18款、20款及び21款、歳出では2款から4款及び10款、継続費4款、繰越明許費2款、4款及び10款並びに債務負担行為であります。

歳入12款分担金及び負担金では、保育所入所者負担金の減額、13款使用料及び手数料では、家事援助や生活機能向上サービス手数料の減額であります。

14款国庫支出金では、新ごみ処理施設整備事業に係る循環型社会形成推進交付金の減額、15款県支出金では、新型コロナウイルス対策生活応援事業費補助金の減額であります。

17款寄附金では、町内会配分額の精査により、ユーラスエナジー地域貢献寄附金の減額、18款繰入金では、貸付金返還額の増加による、奨学資金特別会計繰入金の追加であります。

20款諸収入では、広域市町村圏組合分担金精算金の追加及び風力発電機の運転停止等による売電額減少に伴う風力発電所協力金の減額、21款市債では、各事業債の減額であります。

次に、歳出2款総務費では、事業中止による交通安全対策費の減額、3款民生費では、保育対策総合支援事業費補助金及び事業終了に伴う子育て世帯生活支援特別給付金の減額、4款衛生費では、事業費確定によるごみ処理施設整備事業費の減額であります。

10款教育費では、新型コロナウイルス対策支援として、鳥海山木のおもちゃ美術館への支援金の追加、また新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止した、ALT招致事業費及び芸術鑑賞教室開催事業費の減額であります。

継続費4款衛生費では、新ごみ処理施設整備に係る全体造成実施設計について、また生活環境影響調査及び処理施設基本計画策定について、出来高見込みにより、それぞれ総額及び年割額を変更しようとするものであります。

繰越明許費では、2款総務費において、転出・転入手続きのワンストップ化に係る既存システム改修事業、4款衛生費において、ごみ処理施設整備事業及び給水ポンプ制御盤取替修繕事業、10款教育費において、本荘東中学校区統合小学校建設事業について、それぞれ年度内の完了が困難なため設定しようとするものであります。

債務負担行為では、新山小学校改築事業において、引き続きレンタルエアコンを設置するため、機器賃借料について令和3年度から6年度の期間、限度額616万円として設定しようとするものであります。

次に、議案第36号国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてありますが、歳入では、保険給付費等交付金及び前年度繰越金の追加、歳出では、一般被保険者療養給付費及び予備費を追加しようとするものであります。

次に、議案第37号後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてありますが、歳入では、医療保険料の追加、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を追加しようとするものであります。

次に、議案第38号診療所運営特別会計補正予算(第4号)についてありますが、歳入では、診療収入の減額及び前年度繰越金の追加、歳出では、鳥海診療所運営費の追加及び直根診療所運営費を減額しようとするものであります。

次に、議案第40号奨学資金特別会計補正予算(第1号)についてありますが、歳入では、前年度繰越金及び貸付金元金収入の追加、歳出では、他会計繰出金及び予備費を追加しようとするものであります。

次に、議案第41号介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)についてありますが、歳入では、前年度繰越金の追加、歳出では、予備費を追加しようとするものであります。

次に、議案第67号一般会計補正予算(第20号)についてありますが、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では14款及び21款、歳出では10款、継続費10款並びに繰越明許費3款であります。

歳入14款国庫支出金では、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金の追加、21款市債では、小学校改築事業債の追加、また歳出10款教育費では、新山及び矢島小学校改築事業の一部を今年度以前倒しすることに伴う学校建設費の追加であります。

継続費10款教育費では、ただいま申し上げました小学校改築事業の一部前倒しに伴い、矢島小学校改築事業において、令和3年度から5年度までの3カ年で、総額19億9436万4千円を設定、また新山小学校改築事業において、令和6年度までの年割額を変更しようとするものであります。

繰越明許費3款民生費では、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業について、国の方針により給付要件を拡充し、申請期間を令和4年4月まで継続するため設定しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました7件の各会計補正予算案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、令和4年度各会計予算案について御報告申し上げます。

初めに、議案第49号一般会計予算についてありますが、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では11款から18款、20款及び21款、歳出では2款から4款、7款及び10款、継続費4款及び

10款並びに債務負担行為であります、主なものについて御報告申し上げます。

歳入11款交通安全対策特別交付金では、前年度比50万円増の1千万円が計上されております。

12款分担金及び負担金では、老人保護、保育所入所者及び児童クラブ等保護者の各種負担金、13款使用料及び手数料では、焼却場使用料及び指定収集袋によるごみ処理手数料であります。

14款国庫支出金では、障がい者自立支援給付費、子どものための教育・保育給付費、児童手当及び生活保護費などの負担金や学校施設環境改善交付金、国民年金事務取扱費委託金であります。

15款県支出金では、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金、福祉医療費補助金及びすこやか子育て支援事業費補助金であります。

16款財産収入では、鉄、アルミ、古紙などの物品売払収入、17款寄附金では、ユーラスエナジー地域貢献寄附金、18款繰入金では、奨学資金特別会計繰入金及び学校教育施設整備基金繰入金であります。

20款諸収入では、学校給食代及び地域支援事業受託収入、21款市債では、福祉医療拡大事業や新ごみ処理施設整備事業、統合小学校建設事業をはじめとする各事業債であります。

次に、歳出2款総務費では、交通安全・防犯対策、戸籍住民基本台帳など、3款民生費では、障がい者総合支援、老人保護措置事業、保育所入所措置事業及び生活保護などに係る経費、また地域密着型介護施設の整備及び開設準備支援に係る補助金であります。

4款衛生費では、ごみ処理施設整備事業、母子保健事業及び感染症等予防対策など、また7款商工費では、消費者保護対策事業に係る経費であります。

10款教育費では、新山、矢島小学校の改築事業及び本荘東中学校区統合小学校建設事業、GIGAスクール構想推進事業、学校給食公会計事業のほか、各小中学校、教育・体育施設などの管理運営等に係る経費であります。

次に、継続費4款衛生費では、新ごみ処理施設整備に係る敷地造成及びアクセス道路整備を実施するに当たり、令和4年度から6年度の3カ年で、総額7億1854万2千円を、また10款教育費では、矢島小学校改築事業について、令和4年度及び5年度の2カ年で、総額19億9136万4千円を設定しようとするものであります。

債務負担行為では、福祉住宅整備資金利子補給及び損失補償の限度額を、令和4年度から11年度まで、利子補給については、償還利子5パーセント以内の利子補給額を、損失補償については、金融機関融資額の10パーセントに相当する額をそれぞれ設定しようとするものであります。

次に、議案第50号国民健康保険特別会計予算についてであります、

歳入では、国民健康保険税、保険給付費等交付金並びに一般会計及び基金繰入金、歳出では、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金が主なものであります。

次に、議案第51号後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入では、保険料及び一般会計繰入金、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が主なものであります。

次に、議案第52号診療所運営特別会計予算についてであります。歳入では、診療収入及び一般会計繰入金、歳出では、各診療所運営費が主なものであります。

次に、議案第53号休日応急診療所運営特別会計予算についてであります。歳入では、休日診療収入及び一般会計繰入金、歳出では、休日診療所運営費が主なものであります。

次に、議案第55号奨学資金特別会計予算についてであります。歳入では、貸付金元金収入、歳出では、貸付金及び繰出金が主なものであります。

次に、議案第56号介護サービス事業特別会計予算についてであります。歳入では、一般会計繰入金、歳出では、施設管理費及び公債費が主なものであります。

以上、御報告申し上げました7件の令和4年度各会計予算案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第68号令和4年度一般会計補正予算(第1号)についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では14款、歳出では4款及び10款であります。

歳入14款国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び体制確保事業費補助金の追加であります。

歳出4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチンの追加接種及び4月以降のPCR検査実施に必要な経費の追加、10款教育費では、修学旅行における感染症対策として、移動バスの増台等に係る補助金を追加しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました令和4年度一般会計補正予算案につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。